

助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー/CLoCMiP）®レベルⅢ認証 更新申請 よくあるご質問（FAQ）

助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）（Clinical Ladder of Competencies for Midwifery Practice、以下 CLoCMiP®）レベルⅢ認証に関して、更新申請予定者から寄せられるお問合せとその回答をまとめた Q&A 集です。内容は随時更新し最新の情報をご提供します。

■□■アドバンス助産師 [共通] ■□■

Q.1 アドバンス助産師の更新申請に活用できる学術集会は指定されていますか。

A.1 更新時に要件となっている学術集会について、指定された学会はありません。学術集会であれば、分野を問わず、更新申請に活用できます。

本機構では、プログラムに基調講演や教育講演等の講演と一般演題発表が含まれている集会を学術集会とします。演題数や内容等については問いません。

Q.2 学術集会に参加したのですが、学会の参加証を紛失しました。

A.2 学会参加証ならびに名札がない場合、参加学会の領収書または参加を認める所属組織発行文書（公印付）をご提出ください。それらの入手が困難な場合には、申請までの期間のなかで、学術集会にご参加ください。

Q.3 アドバンス助産師の認証を受けた後、産前産後休業・育児休業を取得したため、更新要件を満たすことが難しいです。アドバンス助産師認証更新時期の延長措置はありますか。

A.3 すべての申請区分において、アドバンス助産師の認証を受けた後、更新までの 5 年間に休業・退職等のやむを得ない理由で実践に携れなかった期間がある等、所定の要件を満たす場合には、アドバンス助産師更新年に認証期間の延長を申請し、認められれば、認証期間を延長することができます。延長申請の理由には、出産・育児、介護、病気、その他（海外留学、進学等）が含まれます。

詳細は、[こちら](#)から。（準備中）

Q.4 現在、分娩に携わっていません。更新区分の[看護管理者][教育][助産所開設者および助産所に勤務する助産師]のいずれにも該当しません。このような場合でも、アドバンス助産師を更新できるでしょうか。

A.4 できます。

暫定期間であった 2015 年、2016 年にアドバンス助産師の認証を受けた者に限り、ウィメンズヘルスケア能力を主たる更新要件とする[ウィメンズヘルスケア]区分を設けました。

この区分は、[ウィメンズヘルスケア]での更新申請を希望するすべてのアドバンス助産師を対象とします。

詳細は、[こちら](#)から。

■□■アドバンス助産師〔一般〕■□■

- Q.5 分娩介助例数 50 例以上の達成が困難です。学生だけではなく、後輩指導の分娩件数も考慮してほしいです。
- A.5 分娩介助例数 1 例については、直接分娩介助や清潔手袋をしていなくても、介助に至るまでのアセスメントを指導的立場で指導し関わった分娩であれば、分娩介助件数に含めても構いません。ただし、自分自身が直接分娩介助する事例を必ず含み、35 例以上は経膈分娩としてください。
- Q.6 「母親学級・両親学級の実施例数」20 回以上の達成が難しいです。
- A.6 1 つのクラスを複数の助産師で担当する、保健所・保健センターや企業等が主催する母親学級の講師として参加する、自らで企画する等の工夫をしてください。

■□■アドバンス助産師〔看護管理〕■□■

- Q.7 セカンドレベル研修について、2015 年以前の受講が認められるのは何故ですか。
- A.7 認定看護管理者セカンドレベル研修を受講する助産師は多くないため、初回の更新に限り、認めることにしました。
- Q.8 看護管理者研修 120 時間について、日本看護協会および都道府県看護協会主催の「産科管理者交流集会」以外に、団体や施設開催の研修も認められますか。
- A.8 団体や施設が開催する研修で、看護管理者研修（専門的自律能力）に該当する内容であり、その研修が院内承認される研修は認められます。
- Q.9 認定看護管理者サードレベルの公開講義は産科管理者研修として認められますか。
- A.9 認定看護管理者サードレベルの公開講義が看護管理者研修（専門的自律能力）に該当する内容であり、その研修が院内承認される研修は認められます。

■□■研修関連について■□■

- Q.10 2020 年に更新予定です。更新時の研修はいつからいつまでの研修が申請の際に認められますか。
- A.10 2020 年に更新申請する場合は、2015 年 9 月から申請前までに受講した研修が認められます。2018 年以降の研修は修了証に「承認番号」がなければなりません。
- 2017 年以前の研修については修了証に「承認番号」が表記されていなくても、「CLoCMiP® レベルⅢ認証申請に活用できる研修と認める基準」を満たしていれば認められます。

- Q. 11 2018年に新規申請予定です。更新時の研修はいつからいつまでの研修が申請の際に認められますか。
- A. 11 新規申請の場合は、2003年1月から申請前までに受講した研修が認められます。2018年以降の研修は修了証に「承認番号」がなければなりません。しかし、2017年以前の研修については、修了証に「承認番号」が表記されていなくても、「CLoCMiP®レベルⅢ認証申請に活用できる研修と認める基準」を満たしていれば認められます。
- Q. 12 必須研修の「周産期のメンタルヘルス」は、申請に認められているのはオンデマンド研修だけですか。
- A. 12 CLoCMiP®レベルⅢ認証に申請する「周産期のメンタルヘルス」研修については、現在、日本産婦人科医会が主催する「母と子のメンタルヘルスケア研修会（入門編）」と日本助産実践能力推進協議会が配信する「妊娠期から産褥期におけるメンタルヘルスケア」としています。
- Q. 13 更新のための研修を計画的に受講していきたいと思っています。[看護管理][教員][助産所開設者]各区分の具体的な研修内容を教えてください。
- A. 13 一般財団法人日本助産評価機構ホームページに、各区分の研修内容を公開しました。ご確認ください。

■□■その他■□■

- Q. 14 研修180時間を達成するために、オンデマンド研修を増やす予定はありますか。
- A. 14 現在、CLoCMiP®レベルⅢ認証申請に必要な研修を優先し、オンデマンド研修の作成を行っています。計画的な研修受講のために、他団体等が配信するオンデマンド研修や主催研修を活用してください。

2018年6月13日更新